

振興会・商工組合の門扉取扱いについて

現在、商工組合の重量税窓口側に隣接する駐車場（陸運事務所正面）は、24時間の出入りが可能となっておりますが、検査場側に隣接する駐車場については保安上の観点から、業務時間外と休日は出入りを制限して管理を行っています。

しかしながら、不正に作成した駐車場の鍵を使用している様子があるため、下記により構内の鍵を全交換します。

また、駐車場は組合の予備検査場や窓口利用の際に一時的に停車を行うためのスペースとなっています。駐車場に長期間車両を駐車している方は直ぐに車両を撤去してください。

また、こちらの施設に長時間停車をして、他の予備検査場を利用する代行業者も見受けられます。このような行為は、会員・組合員の利用の際に妨げとなりますので構内への駐停車を禁止します。

持ち込み施設（陸事・軽自動車）の駐車場を利用してください。

現在の利用状況では、全ての出入り口に施錠を行う事にもなりかねません。会員・組合員の施設ですからマナーを厳守して利用いただきますようお願いをいたします。

記

●実施予定日 令和2年6月30日（火）